



# ～自筆証書遺言のつくりかた～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー  
村尾 法生



自筆証書遺言は、公正証書遺言とはちがい作成費用や証人がいらず、遺言者ひとりで手軽に作成することができる最も簡単な遺言書です。必要なものは、紙とペン、そして印鑑だけです。しかし、法的に効力のある遺言とするためには、法律で定められた要件や形式を満たす必要があり、不備があった場合には無効になります。

## 遺言書 ①

遺言者 磯野 波平は、この遺言書により次のとおり遺言をする。

- 一 妻 磯野フネ に次の財産を相続させる。②
  - 1 土地 京都市中京区室町御池下ル●●町●●番地 ③  
宅地 100・0平方メートル
  - 2 建物 同所同番地所在 家屋番号 10番  
木造スレート葺二階建居宅  
床面積 一階50・0平方メートル、二階40・00平方メートル
- 二 長女 フグ田サザエに次の財産を相続させる。
  - 1 遺言者名義の○○銀行○○支店の定期預金（口座番号 ○○○○）のすべて④
- 三 長男 磯野カツオに次の財産を相続させる。
  - 1 遺言者名義の○○銀行○○支店の預金全額
- 四 二女 磯野ワカメに次の財産を相続させる。
  - 1 遺言者名義の○○株式会社株式 ○○万株（○○証券○○支店に預託）④
- 五 孫 フグ田タラオに次の財産を遺贈する。②
  - 1 遺言者名義の▲▲銀行▲▲支店の定期預金（口座番号○○○○）のうち一千万円

平成27年8月24日  
京都市・・・・

遺言者 磯野 波平 ○印

①タイトルは、「遺言書」「遺言」「遺言状」など。

②財産の処分の表現は、相続人には、「相続させる」  
相続人以外には、「遺贈する」

③不動産は登記簿謄本のとおりに記載する。

④財産は明確に特定できるように記載する。  
預貯金は、銀行名、支店名、預貯金の種類、口座番号。

株式は、会社名、株数、証券会社名及び支店。

(注1)  
書き直しや削除などは、法的に定められた方法で行わないと、無効になるので、変更した場所に押印し、遺言書の上欄外や末尾に変更箇所と内容を付記し、署名する。

(注2)  
秘密の保持や変造、改ざんを防ぐため、汚損などから守る意味でも、封筒に入れて封印しておいた方が望ましい。

自筆証書遺言を作成した後、専門家（弁護士や行政書士等）に不備がないか確認してもらうことが大切です。なお、簡単に作成できる反面、相続発生後に家庭裁判所の検認手続きが必要になります。

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）  
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号  
TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp